

○厚生労働省告示第百九十八号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和四年法律第十二号）の一部の施行に伴い、及び職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四十八条の規定に基づき、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年雇用対策基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年六月十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年雇用対策基本方針の一部を改正する告示

（職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の

個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針の一部改正）

第一条 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針

第一 趣旨

この指針は、職業安定法（以下「法」という。）第三条、第五条の三から第五条の五まで、第三十三条の五、第四十二条、第四十三条の八及び第四十五条の二に定める事項等に関し、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第五条の五の規定により職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。

第二 均等待遇に関する事項（法第三条）

一 差別的な取扱いの禁止

職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第

改正前

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の確かな表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針

第一 趣旨

この指針は、職業安定法（以下「法」という。）第三条、第五条の三、第五条の四、第三十三条の五、第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の二に定める事項等に関し、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第五条の四の規定により職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（以下「職業紹介事業者等」という。）が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。

第二 法第三条に関する事項（均等待遇）

一 差別的な取扱いの禁止

職業紹介事業者、労働者供給事業者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第四号に規定する派遣元事業主（

四号に規定する派遣元事業主（以下「職業紹介等事業者」という。）は、全ての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

また、職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、求職者又は労働者が法第四十八条の四第一項に基づく厚生労働大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

## 二 募集に関する男女の均等な機会の確保

職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第五条の規定に違反する内容の求人申込みを受理して当該求人に対して職業紹介を行い、同条の規定に違反する内容の労働者の募集に関する情報の提供を行い、若しくは同条の規定に違反する募集を行う者に労働者にならうとする者に関する情報の提供を行い、又は同条の規定に違反する募集に対して労働者を供給することは法第三条の趣旨に反するものであること。

## 第三 労働条件等の明示に関する事項（法第五条の三）

### 一 職業紹介事業者等による労働条件等の明示

#### (一)・(二) (略)

(三) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

#### イ・ロ (略)

ハ 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に

以下「職業紹介等事業者」という。）は、全ての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

また、職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、求職者又は供給される労働者が法第四十八条の四第一項に基づく厚生労働大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

## 二 募集に関する男女の均等な機会の確保

職業紹介事業者及び労働者供給事業者が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第五条の規定に違反する内容の求人申込みを受理して当該求人に対して職業紹介を行い、又は同条の規定に違反する募集に対して労働者を供給することは法第三条の趣旨に反するものであること。

## 第三 法第五条の三及び法第四十二条に関する事項（労働条件等の明示及び募集内容の確な表示）

### 一 職業紹介事業者等による労働条件等の明示

#### (一)・(二) (略)

(三) 職業紹介事業者等は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

#### イ・ロ (略)

ハ 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に

関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下このハ及び第四の二の(三)において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下このハにおいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

二 (略)

(四) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

イ 原則として、求職者等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、(三)ロ中段及び(三)ハ後段に係る内容の明示については、特に留意すること。

ロ (略)

(五) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ、ハ (略)

(削る)

関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下このハにおいて「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下このハにおいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

二 (略)

(四) 職業紹介事業者等は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

イ 原則として、求職者等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、(三)ロ後段及び(三)ハ後段に係る内容の明示については、特に留意すること。

ロ (略)

(五) 職業紹介事業者等は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ、ハ (略)

(六) 広告等により労働者の募集を行う者及び募集受託者は、法

第四十二条第一項の規定により、当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、当該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないように平易な表

(削る)

- 二 求人者等による労働条件等の変更等に係る明示  
(一) 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けよう

二

現を用いる等その的確な表示に努めなければならないこと。  
この場合において、募集情報等提供事業を行う者をして労働者の募集に関する情報を労働者となろうとする者に提供せよとするとときは、当該募集情報等提供事業を行う者の協力を求めるよう努めるとともに、労働者の募集を行う者及び募集受託者は、募集情報等提供事業を行う者から二(一)の依頼等があつたときは、当該情報を適正なものとするよう適切な措置を講ずること。

(一)

募集情報等提供事業を行う者による募集情報の提供  
募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集を行う者又は募集受託者の依頼を受け提供する情報（以下「募集情報」という。）が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該募集情報を変更するよう労働者の募集を行う者又は募集受託者に依頼するとともに、労働者の募集を行う者又は募集受託者が当該依頼に応じない場合は当該募集情報を提供しないこととする等、適切に対応すること。

イ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の募集情報

ロ その内容が法令に違反する募集情報

ハ 実際の従事すべき業務の内容等と相違する内容を含む募集情報

(二)

募集情報等提供事業を行う者は、募集情報が(一)のイからハまでのいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、労働者の募集を行う者又は募集受託者に対し、当該募集情報が(一)のイからハまでのいずれかに該当するかどうか確認すること。

(三)

募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集を行う者又は募集受託者の承諾を得ることなく募集情報を改変して提供してはならないこと。

三

- (一) 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けよう

とする者（以下「求人者等」という。）は、法第五条の第三項の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（三）及び四において「紹介求職者等」という。）と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの者に対して同条第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この三において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する場合は、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（三）において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

三| (二) (ハ) (略)  
(三) (略)  
(削る)

第四| 求人等に関する情報の的確な表示に関する事項（法第五条の

四| 一| 提供する求人等に関する情報の内容

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第四条の二第三項各号に掲げる事項及び第三の一の（三）ロからニまでにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと。

二| 誤解を生じさせる表示の禁止

とする者（以下「求人者等」という。）は、法第五条の第三項の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（三）において「紹介求職者等」という。）と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの者に対して同条第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この三において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する場合は、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（三）において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

五| 四| (二) (ハ) (略)  
(三) (略)  
(略)

五| 四| 公共職業安定所の求人情報の転載

公共職業安定所が受理した求人者の情報を転載する場合は、出所を明記するとともに、転載を行う者の氏名又は名称、所在地及び電話番号を明示しなければならないこと。また、求人情報の更新を随時行い、最新の内容にすること。

(新設)

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、求職者、労働者にならうとする者又は供給される労働者に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。

(一) 関係会社を有する者が労働者の募集を行う場合、労働者を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。

(二) 労働者の募集と、請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。

(三) 賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

(四) 職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

三) 労働者の募集を行う者及び募集受託者による労働者の募集等に関する情報の提供

労働者の募集を行う者及び募集受託者は、法第五条の四第二項の規定により労働者の募集に関する情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

(一) 労働者の募集を終了した場合又は労働者の募集の内容を変更した場合には、当該募集に関する情報の提供を速やかに終了し、又は当該募集に関する情報を速やかに変更するとともに、当該情報の提供を依頼した募集情報等提供事業を行う者に対して当該情報の提供を終了するよう依頼し、又は当該情報の内容を変更するよう依頼すること。

(二) 労働者の募集に関する情報を提供するに当たっては、当該情報の時点を明らかにすること。

(三) 募集情報等提供事業を行う者から、職業安定法施行規則第

四條の三第四項又は第八の二の(一)により、当該募集に関する情報の訂正又は変更を依頼された場合には、速やかに対応すること。

四 求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者を行う者及び労働者供給事業者は、職業安定法施行規則第四條の三第四項第三号イからへまでに掲げる区分に応じ、当該イからへまでの(1)及び(2)に掲げる措置を可能な限りいずれも講ずることが望ましいこと。

五 公共職業安定所の求人情報の転載

公共職業安定所が受理した求人の情報を転載する場合は、出所を明記するとともに、転載を行う者の氏名又は名称、所在地及び電話番号を明示しなければならないこと。また、求人情報の更新を随時行い、最新の内容にすること。

第五 求職者等の個人情報の取扱いに関する事項（法第五條の五）

一 個人情報の収集、保管及び使用

(一) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、法第五條の五第一項の規定によりその業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者等の個人情報（一及び二において単に「個人情報」という。）がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。

(二) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の

第四 法第五條の四に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い）

一 個人情報の収集、保管及び使用

(新設)

(一) 職業紹介事業者等は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報（一及び二において単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要な不可欠であつて、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

目的の達成に必要な不可欠であつて、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ、ハ (略)

(三) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、個人情報収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報収集する等の手段であつて、適法かつ公正なものによらなければならぬこと。

(四) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）の定める書類により提出を求めること。

(五) (略)

(六) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、法第五条の五第一項又は(二)、(三)若しくは(五)の求職者等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならぬこと。

イ 同意を求めるときは、求職者等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ロ 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供又は労働者供給の条件としないこと。

ハ 求職者等の自由な意思に基づき、本人により明確に表示

イ、ハ (略)

(二) 職業紹介事業者等は、個人情報収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならぬこと。

(三) 職業紹介事業者等は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）の定める書類により提出を求めること。

(四) (略)

(新設)

された同意であること。

## 二 個人情報の適正な管理

(一) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ (略)

ロ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

ハ・ニ (略)

(二) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

(三) (略)

(四) 職業紹介事業者、特定募集情報等提供事業者及び労働者供給事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

## 三 個人情報の保護に関する法律の遵守等

一及び二に定めるもののほか、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、個人情報の保護に関する法律第二十一条に規定する行政機関等又は同法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合には、それぞれ同法第五章第二節から第四節までは同法第四章第二節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

## 二 個人情報の適正な管理

(一) 職業紹介事業者等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ (略)

ロ 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置

ハ・ニ (略)

(二) 職業紹介事業者等が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

(三) (略)

(四) 職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

## 三 個人情報の保護に関する法律の遵守等

一及び二に定めるもののほか、職業紹介事業者等は、個人情報の保護に関する法律第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第二節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

第六 職業紹介事業者の責務等に関する事項（法第三十三条の五）

- 一 （略）
  - 二 職業紹介事業者における求人の申込みの受理に関する事項
    - （一） 職業紹介事業者は、原則として、求人者に対し、求人者の申込みが法第五条の六第一項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。
    - （二） 職業紹介事業者は、求人者の申込みが法第五条の六第一項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人者の申込みを受理しないことが望ましいこと。
  - 三・四 （略）
  - 五 職業紹介により就職した者の早期離職等に関する事項
    - （一） （略）
    - （二） 有料職業紹介事業者は、返戻金制度（職業安定法施行規則第二十四条の五第一項第二号に規定する返戻金制度をいう。以下同じ。）を設けることが望ましいこと。
  - （三） （略）
  - 六 職業紹介事業に係る適正な許可の取得
    - （一） （略）
    - （二） 次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、職業紹介事業の許可等が必要であること。また、宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者又は求職者との間の契約に求人者をおつせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として職業紹介事業に該当するものであること。
- イ 求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当

第五 法第三十三条の五に関する事項（職業紹介事業者の責務）等

- 一 （略）
  - 二 職業紹介事業者における求人の申込みの受理に関する事項
    - （一） 職業紹介事業者は、原則として、求人者に対し、求人者の申込みが法第五条の五第一項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。
    - （二） 職業紹介事業者は、求人者の申込みが法第五条の五第一項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人者の申込みを受理しないことが望ましいこと。
  - 三・四 （略）
  - 五 職業紹介により就職した者の早期離職等に関する事項
    - （一） （略）
    - （二） 有料職業紹介事業者は、返戻金制度（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第百四十一号）第二十四条の五第一項第二号に規定する返戻金制度をいう。以下同じ。）を設けることが望ましいこと。
  - （三） （略）
  - 六 職業紹介事業に係る適正な許可の取得
    - （一） （略）
    - （二） 次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、職業紹介事業の許可等が必要であること。また、宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等から判断して、求人者又は求職者をおつせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要であること。
- イ 提供される求職者に関する情報若しくは求人に関する情

該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行う  
い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行う  
こと。

ロ 求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容につい  
て、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者  
に応じて加工し、提供を行うこと。

(削る)

ハ 求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継  
する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行  
うこと。

七 (略)

八 助成金の支給に関する条件に同意した職業紹介事業者に関す  
る事項

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第二百二条  
の五第二項第一号イ(4)、第一百十条第二項第一号イ、第七項第一  
号イ、第九項第一号イ、第十一項第一号イ及び第十二項第一号  
イ、第一百十条の三第二項第一号イ及び第三項第一号並びに第百  
十二条第二項第一号ハ、第二号ハ、第三号イ(3)及び第四号ハ、  
附則第十五条の五第二項第一号イ及び第六項第一号イ並びに附  
則第十五条の六第二項第一号イの規定に基づき助成金の支給に  
関し職業安定局長が定めることとされている条件に同意した職  
業紹介事業者は、当該同意した条件を遵守すること。

九 適正な宣伝広告等に関する事項

(一) (略)

(二) 職業紹介事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、法第  
五条の四第一項及び第三項並びに不当景品類及び不当表示防  
止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の趣旨に鑑みて、不  
当に求人者又は求職者を誘引し、合理的な選択を阻害するお  
それがある不当な表示をしてはならないこと。

報の内容又は提供相手について、あらかじめ明示的に設定  
された客観的な条件に基づくことなく当該者の判断により  
選別又は加工を行うこと。

(新設)

ロ 当該者から、求職者に対する求人に関する情報に係る連  
絡又は求人者に対する求職者に関する情報に係る連絡を行  
うこと。

ハ 求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継  
する場合に、当該意思疎通の内容に加工を行うこと。

七 (略)

八 助成金の支給に関する条件に同意した職業紹介事業者に関す  
る事項

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第二百二条  
の五第二項第一号イ(4)、第一百十条第二項第一号イ、第七項第一  
号イ、第九項第一号イ、第十一項第一号イ及び第十二項第一号  
イ、第一百十条の三第二項第一号イ及び第三項第一号並びに第百  
十二条第二項第一号ハ、第二号ハ、第三号イ(3)及び第四号ハ並  
びに附則第十五条の五第二項第一号イ及び第六項第一号イの規  
定に基づき助成金の支給に関し職業安定局長が定めることとさ  
れている条件に同意した職業紹介事業者は、当該同意した条件  
を遵守すること。

九 適正な宣伝広告等に関する事項

(一) (略)

(二) 職業紹介事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、不当  
景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号  
）の趣旨に鑑みて、不当に求人者又は求職者を誘引し、合理  
的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならな  
いこと。

(三) (略)

十 国外にわたる職業紹介を行う職業紹介事業者に関する事項

(一) 職業紹介事業者（法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う同項各号に掲げる施設の長を除く。以下この十において同じ。）は、国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第三十二条の十二第一項（法第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、その職業紹介事業において取り扱う職業の範囲その他業務の範囲を届け出た場合には、その相手先国をはじめ、その範囲内で職業紹介を行わなければならないこと。

(二) (五) (略)

十一 (略)

第七 労働者の募集を行う者等の責務に関する事項（法第四十二条）

労働者の募集を行う者及び募集受託者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る募集に応じて労働者にならうとする者からの苦情を適切かつ迅速に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

(削る)

(三) (略)

十 国外にわたる職業紹介を行う職業紹介事業者に関する事項

(一) 職業紹介事業者（法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う同項各号に掲げる施設の長を除く。以下この九において同じ。）は、国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第三十二条の十二第一項（法第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、その職業紹介事業において取り扱う職業の範囲その他業務の範囲を届け出た場合には、その相手先国をはじめ、その範囲内で職業紹介を行わなければならないこと。

(二) (五) (略)

十一 (略)

第六 法第四十二条の二に関する事項（労働者の募集を行う者等の責務）

一 労働者とならうとする者等からの苦情の適切な処理

労働者の募集を行う者又は募集受託者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る募集に際して労働者にならうとする者からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

二 募集情報等提供事業を行う者の責務

(一) 募集情報等提供事業を行う者は、相談窓口の明確化等、当該事業に係る労働者とならうとする者並びに労働者の募集を行う者及び募集受託者からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

(二) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者とならうとする者の個人情報等の収集、保管及び使用を行うに当たっては、第四の一を踏まえること。また、募集情報等提供事業を行う者は、第四の二を踏まえ、秘密に該当する個人情報の厳重な管理等、労働者とならうとする者の個人情報の適正な管理を行うこと。

第八 募集情報等提供事業を行う者の責務に関する事項（法第四十三條の八）

一 職業安定機関等との連携

募集情報等提供事業を行う者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、職業安定機関の行う雇用情報の収集、標準職業名の普及等に協力するよう努めるものとする。

二 労働者の募集等に関する情報の提供

(一) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集に関する情報が次のいづれかに該当すると認めるときは、当該情報の提供を依頼した者に対して当該情報の変更を依頼し、又は当該情報の提供を中止しなければならぬこと。特に、当該情報がイに該当することを認めながら提供した場合には、法第六十三條第二号に違反することとなるおそれがあること。

イ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の労働者の募集に関する情報

ロ その内容が法令に違反する労働者の募集に関する情報

(二) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集に関する情報が(一)のイ又はロのいづれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該情報の提供を依頼した者に対し、当該情報が(一)のイ若しくはロのいづれかに該当するかどうか確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

(三) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集に関する情報又は労働者にならうとする者に関する情報について、当該

こと。

(三) 募集情報等提供事業を行う者は、募集に応じた労働者から、その募集に関し、いかなる名義でも報酬を受けてはならないこと。

(四) 募集情報等提供事業を行う者は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に関する募集情報の提供を行ってはならないこと。

(新設)

情報の提供を依頼した者の承諾を得ることなく当該情報を改変して提供してはならないこと。

三 募集情報等提供事業を行う者は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に関する募集情報等提供を行ってはならないこと。

四 労働者になろうとする者に関する情報を収集して募集情報等提供事業を行う場合は、当該情報により必ずしも特定の個人を識別することができない場合であつても特定募集情報等提供事業に該当すること。

五 適正な宣伝広告等に関する事項

(一) 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない募集情報等提供事業を行う者は、これと誤認させる名称を用いてはならないこと。

(二) 募集情報等提供事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、法第五条の四第一項及び第三項並びに不当景品類及び不当表示防止法の趣旨に鑑みて、不当に利用者を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこと。

六 適切かつ迅速な苦情処理のための体制整備

募集情報等提供事業を行う者は、労働者になろうとする者、労働者の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者、他の募集情報等提供事業を行う者、特定地方公共団体又は労働者供給事業者から申出を受けた当該事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、相談窓口を明確にするとともに、必要な場合には職業安定機関と連携を行うこと。

第九 労働者供給事業者の責務に関する事項（法第四十五条の二）

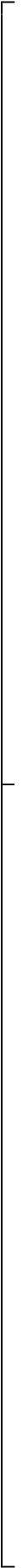
労働者供給事業者は、当該事業の運営に当たっては、その改善向上を図るために次に掲げる事項に係る措置を講ずる必要があること。

一 六 (略)

第七 法第四十五条の二に関する事項（労働者供給事業者の責務）

労働者供給事業者は、当該事業の運営に当たっては、その改善向上を図るために次に掲げる事項に係る措置を講ずる必要があること。

一 六 (略)



(青少年雇用対策基本方針の一部改正)

第二条 青少年雇用対策基本方針(令和三年厚生労働省告示第百十四号)の一部を次の表のように改正する。

終 止 後	症 状
<p>第2 青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校卒業見込者等の就職活動、ワッチング、職場定着等に向けた支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ワッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択、職場定着等のための支援</p> <p>我が国の若年失業率は、国際的に見て相当低い水準にとどまっているが、その背景には、学校等の卒業前に就職先が決定し、企業で継続的に人材育成を行う学校卒業見込者の一括採用があると考えられる。この仕組みは、事業主にとっても学校卒業見込者にとってもメリットがあり、一定の合理性を持つ雇用慣行として我が国で広く定着してきたところである。</p> <p>したがって、青少年の円滑なキャリア形成のためには、特に学校等の新規卒業時の職業選択が重要であり、次の①から⑥までの適職の選択を行うことができる環境の整備が必要である。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 労働関係法令違反が疑われる企業への対応</p> <p>労働基準法等の労働関係法令違反が疑われる事業場について、労働基準監督機関等による監督指導等を行っていただくほか、社会的に影響力の大きい企業において違法な長時間労働等が複数の事業場で認められた場合には、都道府県労働局長から経営トップズに対し全社的な是正を図るよう指</p>	<p>第2 青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校卒業見込者等の就職活動、ワッチング、職場定着等に向けた支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ワッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択、職場定着等のための支援</p> <p>我が国の若年失業率は、国際的に見て相当低い水準にとどまっているが、その背景には、学校等の卒業前に就職先が決定し、企業で継続的に人材育成を行う学校卒業見込者の一括採用があると考えられる。この仕組みは、事業主にとっても学校卒業見込者にとってもメリットがあり、一定の合理性を持つ雇用慣行として我が国で広く定着してきたところである。</p> <p>したがって、青少年の円滑なキャリア形成のためには、特に学校等の新規卒業時の職業選択が重要であり、次の①から⑥までの適職の選択を行うことができる環境の整備が必要である。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 労働関係法令違反が疑われる企業への対応</p> <p>労働基準法等の労働関係法令違反が疑われる事業場について、労働基準監督機関等による監督指導等を行っていただくほか、社会的に影響力の大きい企業において違法な長時間労働等が複数の事業場で認められた場合には、都道府県労働局長から経営トップズに対し全社的な是正を図るよう指</p>

<p>導を行うとともに、その事実を公表するなど、実効性のある取組を行っていく。</p> <p>また、公共職業安定所において、労働基準監督機関等との連携の下、<u>職業安定法第5条の6</u>に規定する求人不受理の措置を着実に実施していく。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>導を行うとともに、その事実を公表するなど、実効性のある取組を行っていく。</p> <p>また、公共職業安定所において、労働基準監督機関等との連携の下、<u>職業安定法第5条の5</u>に規定する求人不受理の措置を着実に実施していく。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>3～9 (略)</p>
---	---

附 則

この告示は、令和四年十月一日から適用する。